



(3)

臨時福祉給付金(経済対策分)

支給対象者に該当すると思われる方へ、2月中旬から申請書を送付しています。

【担当課】 福祉管理課

【支給対象者】

基準日(平成28年1月1日)時点で葛飾区に住民票があり、平成28年度住民税(特別区民税均等割)が課税されていない方

ただし、平成28年度の住民税が課税されている方の扶養親族など(※)や、生活保護を受給している方は対象になりません。また、16歳未満の方で、生計を同一とする家族に住民税が課税されている方がいる場合も対象になりません。

(※)税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

【支給額】

1人当たり**15,000円**(支給は1回です)

申請期限

6月23日(金)まで

原則、申請期限後は受け付けできませんので、お早めに申請してください。

申請方法

申請書を記入の上、必要書類を添付し、次のいずれかの方法で申請してください。

郵送の場合 申請書に同封の返信用封筒(切手不要)で。

持参の場合 下表の窓口で受け付けます。

申請窓口		期間	時間
区役所本庁舎 (立石5-13-1)	3階312会議室	3/31(金)まで	午前8時30分 ～午後5時
	2階202番 臨時福祉給付金窓口	4/3(月)～6/23(金)	
金町地区センター(東金町1-22-1)		4/28(金)まで	
新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)			

いずれも土・日曜日、祝日を除く。

支給時期

3月下旬から支給開始

申請受け付け後、1カ月半程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。また、家族などで同時に申請をした場合でも振込日が異なることがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは
こちら ↓

葛飾区給付金コールセンター

☎0120-627-200(フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



給付金の支給に当たり、葛飾区や厚生労働省などの職員がATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。

かつしかエコ助成金をご利用ください

太陽光発電システムや断熱改修などを導入する際、費用の一部を補助します。対象要件や申込方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

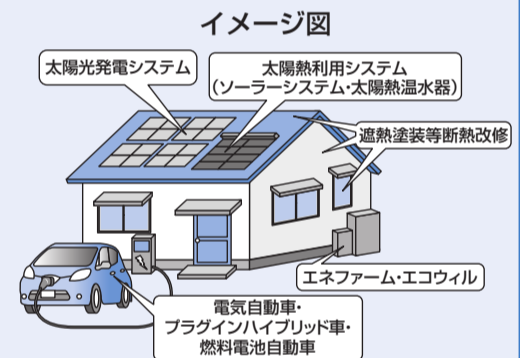
【担当課】 環境課 ☎5654-8228

申込期間

4月3日(月)～平成30年3月14日(水)

申込時期にご注意ください!

設置工事前が原則です。ただし、種別によって異なるものがありますので、以下の表をご確認ください。



種別	申込時期	補助額(限度額)			備考
		個人住宅	集合住宅(共用部分のみ対象)	事業所	
太陽光発電システム	設置工事前 (対象設備が付帯する新築建売住宅を購入する場合は引き渡し前)	1kW当たり80,000円(400,000円)	1kW当たり80,000円(400,000円)	1kW当たり80,000円(800,000円)	蓄電池併設の場合は50,000円を加算
太陽熱温水器		1㎡当たり20,000円(100,000円)	1㎡当たり20,000円(100,000円)	1㎡当たり20,000円(200,000円)	-
ソーラーシステム		1㎡当たり30,000円(150,000円)	1㎡当たり30,000円(150,000円)	1㎡当たり30,000円(300,000円)	-
ガス発電給湯器(エコウィル)		1台まで 一律20,000円	-	-	-
家庭用燃料電池(エネファーム)		1台まで 一律50,000円	-	-	-
蓄電池		設置改修費の4分の1(200,000円)	設置改修費の4分の1(1,000,000円) 容量10kWh未満の場合は限度額200,000円	太陽光発電システム併設の場合は50,000円を加算	
遮熱塗装等断熱改修 ①屋根・屋上・壁等の高反射率塗装等 ②窓の遮熱塗装等 ③断熱改修(窓・外壁・屋根・屋上・天井・床)	設置工事前	①・② 設置改修費の4分の1または ①高反射率塗装等 1,000円×施工面積(㎡) ②窓の遮熱塗装等 3,000円×施工面積(㎡) のいずれか少ない額 ③ 設置改修費の4分の1(①～③合わせて200,000円)	①・② 設置改修費の4分の1または ①高反射率塗装等 1,000円×施工面積(㎡) ②窓の遮熱塗装等 3,000円×施工面積(㎡) のいずれか少ない額 ③ 設置改修費の4分の1(①～③合わせて1,000,000円)	①・② 設置改修費の4分の1または ①高反射率塗装等 1,000円×施工面積(㎡) ②窓の遮熱塗装等 3,000円×施工面積(㎡) のいずれか少ない額 ③ 設置改修費の4分の1(①～③合わせて400,000円)	新築は対象外
高効率蛍光灯・LED照明機器への改修(個人住宅の場合は直管型のみ)		設置改修費の2分の1または 1灯当たり10,000円 のいずれか少ない額(50,000円)	設置改修費の2分の1または 1灯当たり10,000円(LED電球は1個当たり1,000円) のいずれか少ない額(500,000円)	設置改修費の2分の1または 1灯当たり10,000円(LED電球は1個当たり1,000円) のいずれか少ない額(500,000円)	次に該当する場合は対象外です ▷個人住宅 新築および設置改修費の総額が10,000円未満 ▷集合住宅、事業所 新築および設置改修費の総額が100,000円未満
空調設備機器				設置改修費の4分の1(1,000,000円)	
省エネ型小規模燃焼機器等への改修(ボイラー、平金バーナー、ガス発電給湯器、燃料電池など。ただし、都市ガス等クリーンエネルギーを使用した機器に転換した場合に限る)		-	-	ガス発電給湯器・燃料電池は、家庭用の規格の物を設置する場合は、次の金額となります ▷ガス発電給湯器 一台まで 一律20,000円 ▷家庭用燃料電池 一台まで 一律50,000円	新築は対象外(ガス発電給湯器・燃料電池を除く)
【新規】 ゼロエネルギーハウス(ZEH)	右記の補助金の 交付決定後	(一社)環境共創イニシアチブの補助額の4分の1(300,000円)	-	-	-
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車		(一社)次世代自動車振興センターの補助額の4分の1(250,000円)	-	(一社)次世代自動車振興センターの補助額の4分の1(250,000円)	-